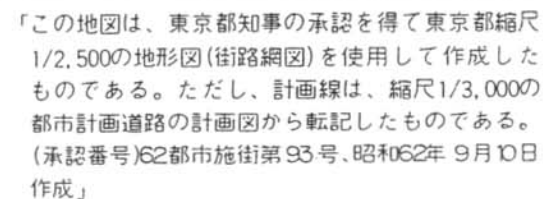
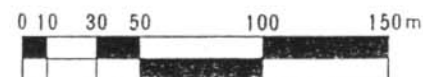
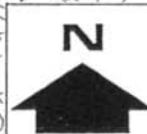


八王子市暁町二丁目地内



地区計画区域
(地区整備計画区域)



八王子都市計画地区計画の決定について＜八王子市決定＞

都市計画サンランド地区地区計画を次のように決定する。

名 称		サンランド地区地区計画	
位 置		八王子市暁町二丁目地内	
面 積		約 2． 5 h a	
方針	区域の整備・開発及び保全の	地区計画の目標	静かで、快適な都市環境を創出するために、現在形成されている低層の戸建て住宅地としての良好な住環境の維持保全を図り、うるおいある緑ゆたかなまちづくりを目指す。
		土地利用の方針	敷地の細分化、建築物の用途の混在を防止することにより、良好な住環境を有する低層の戸建て住宅地として、維持保全を図る。
		地区施設の整備の方針	既に整備されている区画街路、ひよどり台公園等の機能の維持保全を図る。
		建築物等の整備の方針	低層の戸建て住宅地の良好な住環境の保全をするため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度を定め、建築行為等を規制、誘導する。また、緑あふれる街並み形成と防災性の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。
地区整備計画	地 区	位 置	八王子市暁町二丁目地内
		面 積	約 2． 5 h a
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限※	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 住宅（長屋を除く。） 2. 住宅で診療所（患者の収容施設を有するものを除く。）の用途を兼ねるもの 3. 前二号の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度※	170 m ²
		建築物の高さの最高限度※	10m
		垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとする。ただし、門柱又は高さ 1.2m以下のコンクリートブロック、石積等はこの限りでない。
	備考 区域及び地区整備計画区域については、計画図のとおりである。		

※知事承認事項

〔理由〕 建築物、その他の整備及び合理的な土地の利用を図り、良好な地区環境の維持保全を図るため地区計画を決定する。